

**新型コロナウイルス感染症対策に伴う
貸室(多目的会議室・講習室・茶室・工作室・陶芸窯)利用における還付対応について**

「新型コロナウイルス感染症」の拡がりに伴い、貸室利用について利用者が中止の判断をされました場合の手続きにつきまして、次のとおりご案内いたします。

○還付のお手続きについて○

- ・対象期間中の利用につきましては、中止した場合には、既に納付された施設の利用料金等を**全額還付**いたします。
- ・利用料金の還付につきましては、次のとおり対応いたします。

① 令和2年2月14日から同年2月26日までの分

すでに当該期間に施設を利用せず、既納利用料金等の還付を改めて申請したときは、全額を還付できるものとする。

② 令和2年2月27日から同年8月31日までの分

利用等の取消し及び還付の申請をし、承認を受けたときは、全額を還付できるものとする。

※閉鎖期間中の申請はお電話で承ります。

○全額還付対象期間○

利用日が**令和2年2月14日(金)から同年8月31日(月)**までのものが対象となります。

なお、現在還付に向けた準備を行っています。還付の手続き開始につきましては、対象の方(※)に改めてご連絡を差し上げます。

※施設の**閉鎖期間(3/2~8/31)**に利用予定であった分⇒すべての方にご連絡いたします。

施設の**開所期間**に利用予定であった分⇒取消還付申請をされている方にご連絡いたします。

以上、ご面倒をおかけしまして申し訳ございません。何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。